

釧路市企業版ふるさと納税推進業務委託に係る募集要項

1 要旨

この募集要項は、「釧路市企業版ふるさと納税推進業務委託」（以下「本業務」という。）の受託事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は、釧路市（以下「本市」という。）の地方創生に資する取組について、企業版ふるさと納税による寄附を検討している企業に働きかけを行い、寄附企業の新規開拓を通じて、企業版ふるさと納税の寄附促進を図ることを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務委託名

釧路市企業版ふるさと納税推進業務委託

(2) 業務内容

別紙「釧路市企業版ふるさと納税推進業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 選定方法

提出書類による審査

(5) 契約上限率

委託料算定は成果報酬型（本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税の寄附を本市が受領した場合に委託料を支払う。）によるものとし、企業版ふるさと納税による寄附金の10%以内（消費税及び地方消費税を除く）とする。

4 委託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式審査委員会において、企画提案書の内容審査を行った上で、適当提案事業者を選定する。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の

申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

- (3) 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

6 企画提案に係る手続きと業務委託契約締結までのスケジュール

(1) 提出書類とスケジュール

	内容	詳細	スケジュール
①	必要書類の提出	【担当部門】 釧路市マーケティング戦略室 マーケティング戦略係 【電 話】 0154-68-5949 【提出書類】 ① 参加表明書 （様式第 1 号） ② 会社概要 （様式第 2 号） ③ 企画提案書 （様式第 3 号） 【提出先 E-mail】 ma-marketing@city.kushiro.lg.jp 【提出形態】 ・ PDF 形式にてメール提出。 ・ 提出者は必ず市が受信したことを電話連絡により確認すること。	2026 年 8 月 7 日～ 2026 年 12 月 28 日 (随時受付)
②	内容審査	公募型プロポーザル方式審査委員会が審査	書類受領後、 随時審査
③	結果通知	参加表明書に記載されたメールアドレスに通知 ※結果については【様式第 4 号】結果通知書により通知	書類受領後、 2 週間程度で通知
④	業務委託契約締結		結果通知後、 2 週間程度で締結

(2) 失格となる事業者

企画提案者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び別に定める書類（以下「参加表明書等」という。）、並びに企画提案書を無効として、その者は適合資格を失う。

ア 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。

イ 「５参加資格要件」に定める参加資格要件を満たしていない、
または満たすことができなくなった場合。

ウ その他、本募集要項の定めに反した場合。

エ 本件に関して不正行為等があった場合。

(3) 無効となる企画提案書

提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、【様式第４号】結果通知書により通知する。

ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

エ 虚偽の内容が記載されている場合。

(4) その他

ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。

イ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とする。

ウ 提出された書類を市は提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

７ 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、提出に係る質問のみとし、【様式第５号】質問書により受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出先

〒085-8505 北海道釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市マーケティング戦略室マーケティング戦略係（担当：水谷）

電 話：0154-68-5949

E-mail：ma-marketing@city.kushiro.lg.jp

(3) 提出方法

P D F形式にてメールにより提出するものとする。

なお、提出者は必ず市が受信したことを電話連絡により確認すること。

(4) 受付期間

提出書類の作成、提出に係る質問については、令和８年８月７日（金）から令和８年１２月２８日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、９時から１７時までとする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、釧路市ホームページに都度掲載するとともに、質問者に対してメールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 参加表明書等及び企画提案書の評価及び審査方法

(1) 審査方法

ア 企画提案書の審査は、公募型プロポーザル方式審査委員会にて行うものとする。

イ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。

ウ 企画提案書による内容審査

公募型プロポーザル方式審査委員会において、企画提案書の内容審査を行った上で、適当提案事業者を選定する。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	企画提案書
実施体制・実績	・本業務を円滑に実施するための適切な実施体制を確保しているか。本業務を着実に実施するための実施方針となっているか。	業務実施体制報告書
	・本業務の実施に必要な実績、または能力を有しているか。	業務実績書
企画提案	・寄附候補企業の選定方法が、効果的かつ寄附獲得に結びつくものとなっているか。	企画提案内容
	・寄附候補企業に対する働きかけの方法が、効果的かつ寄附獲得に結びつくものとなっているか。	企画提案内容
	・提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。	企画提案内容

9 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に要する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

参加資格要件を満たさない場合を非適合といい、6(3)に示す項目に該当した場合を無効といい、また審査結果を踏まえ受託事業者に特定されなかった場合を非特定ということにする。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により担当部署に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

上記７－(2)に同じ。

イ 提出方法

上記７－(3)に同じ。(様式は任意)

ウ 受付期間

当該通知をした日の翌日から起算して３日以内（釧路市の休日定める条例（平成１７年釧路市条例第２号）に規定する釧路市の機関の休日を除く。）。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日以内（釧路市の休日定める条例（平成１７年釧路市条例第２号）に規定する釧路市の機関の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

10 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書の徴取

公募型プロポーザル方式審査委員会において適当提案事業者を選定し、市長はこの選定結果を踏まえ当該委託業務の内容に適すると認められる事業者を特定とする。当該事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とし見積書を徴取する。事業者の特定結果については、【様式第４号】結果通知書により通知する。

(2) 委託料率

委託料率は、原則として、特定した事業者の提案した見積書内に記載された率とする。

(3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

(4) 委託料の支払い

業務委託に関する委託料の支払いについては、寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、速やかに受託事業者はこの旨を伝え、適当提案事業の請求によって委託料の支払いを行うものとする。なお、請求時期については、契約締結時に協議するものとする。

11 担当部署

〒085-8505 北海道釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市マーケティング戦略室マーケティング戦略係（担当：水谷）

電 話：0154-68-5949

E-mail：ma-marketing@city.kushiro.lg.jp